

事前に『地域計画』の変更が必要です！

令和7年4月から、農業経営基盤強化促進法に基づく『地域計画』区域内の農地は、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)による「農用地区域からの除外(農振除外)」や農地法による「農地転用」を行う前に、地域計画の変更手続きが必要です。

地域計画

これまでの「人・農地プラン」にかわり定められた計画です。

地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農地利用の姿である「目標地図」などについて、地域ごとに農業者及び農業関係者が協議の上、策定する計画です。

幕別町では、幕別・札内・忠類・帯広大正の4つエリアにおいて、令和7年3月31日に地域計画を策定・公告しました。

『地域計画』区域内の農地を

- ・ 農振法上の農用地区域から除外したい
- ・ 農地を転用したい



まず、『地域計画』の変更手続きが必要

-  1. 変更の申出先は、経済部農業振興担当です。
-  2. 申出は、毎月10日〆切です。
-  3. 『地域計画』の変更前に、農振除外手続き(変更申出書の提出)や農地転用の事前相談は開始できます。

ただし、法定手続き(農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用の申請)は『地域計画』の変更公告後に行うこととなります。

お問い合わせ

- ・ 地域計画 ……幕別町経済部農業振興担当
- ・ 農振法 ……幕別町経済部農林課農政係
- ・ 農地法 ……幕別町農業委員会

電話0155-57-2711(農業担い手支援センター)
電話0155-54-6605(役場2階)
電話0155-54-6625(役場2階)

『地域計画の変更』と『農振除外』・『農地転用』の手続きの流れ

		地域計画の変更	農振除外	農地転用
申出先		経済部農業振興担当	経済部農林課農政係	農業委員会
申出期日		毎月10日	4月、7月、10月、1月の各10日	毎月10日
流れ (例…4月10日までに申出があった場合)	4月10日	①変更申出	①変更申出	①転用事前相談
	4月中旬	②地域農業者等との協議の場合		
	4月下旬	③J A、農委、農地中間管理機構への意見聴取	②J A、農委への意見聴取	
	5月中旬	④地域計画変更案の公告縦覧（2週間）		
	5月下旬	⑤変更公告	③北海道への事前相談	
	6月上旬		④変更案の公告縦覧（1か月）	
	7月上旬		⑤異議申立期間（2週間）	②転用申請
	7月中旬		⑥北海道との本協議	
	7月下旬		⑦変更公告	
				③転用許可

地域計画の変更公告後

農 振 の
変更公告後

※上記記載の処理期間は、標準的な期間です。意見聴取、変更案の公告・縦覧の際に意見が出された場合は、更に時間を要します。